## 権利の放棄について

次のとおり、権利を放棄することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月9日

山都町長 梅田 穰

- 1 放棄する権利 水道料金債権(延滞金及び督促手数料含む。)
- 2 債 務 者 債務者B(住所:佐賀県佐賀市)
- 3 放棄する債権の額 9,567円
- 4 放 棄 の 理 由 債務者は水道の閉栓届出をせずに退去、平成27年 12月11日に職権で閉栓を行う。転居先が判明し書 類等を送るも、その後所在不明となる。本籍不明によ り現住所特定が困難なため財産の存否も明らかでは ない。

さらに、民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)による改正前の民法(明治29年法律第89号)第173条第1号に規定する2年間の消滅時効期間が既に経過しているため。

## (提案理由)

本町が保有する債権(支払請求権)を放棄するためには、地方自治法第96 条第1項第10号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。